平成30年度 第1回滋賀県原子力安全対策連絡協議会 会議概要

滋賀県防災危機管理局原子力防災室

- I 日 時 平成30年6月6日(水)午後2時00分から4時00分まで
- Ⅱ 場 所 滋賀県危機管理センターオペレーションルーム
- Ⅲ 出席者 別添名簿参照
- Ⅳ 内容
 - 1 会長・副会長挨拶
 - (1) 松野防災危機管理監挨拶

皆さんこんにちは。県の防災危機管理監の松野でございます。本日は大変お忙しい中、滋賀県原子力安全対策連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、原子力防災専門会議委員の皆様、各市町の皆様、原子力規制庁様、各原子力事業者の皆様におかれましては、日頃から本県の原子力防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

県では、この滋賀県原子力安全対策連絡協議会の場を通じまして、原子力事業者様からの情報収集と県内市町の皆様との情報共有に努めているところでございます。

さて、既に御案内のとおりですが、関西電力大飯発電所の4号機が5月9日に再稼働いたしまして、さらに19年の秋から20年の春に高浜発電所1、2号機また美浜発電所の3号機につきましても再稼働される計画が報じられているところでございます。本県といたしましては、知事がかねがね申し上げておりますとおり、依然として実効性のある多重防護体制の構築が道半ばであるという状況であり、使用済み核燃料などの処理、いわゆる「静脈」の整理が未解決なことや原子力発電所の安全性について、県民の不安が払しょくされていないことなどから、原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはないと考えているところでございます。

一方、防災対策については、原子力施設の稼働、非稼働にかかわらず、強化していく必要がございます。この原連協の場を通じて、関係の皆様との相互理解や連携を深め、県民の皆さんの安全安心の確保に努力して参りたいと考えているところでございます。

本日は、新聞等で報じられている話題を中心に、原子力規制庁様と各原子力事業者の皆様から、規制審査の状況発電所の安全対策の取組状況や近況について御報告いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、各市町の皆様と原子力事業に関係する皆様が直接顔を合わせるという大変貴重な機会でございますので、皆様から様々な御意見、御質問をいただき、有意義な協議会となるようにお願いをいたしまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 長浜市江畑防災危機管理局長挨拶

長浜市の江畑でございます。本日は御苦労様でございます。本市におきましては、昨年11月半ばに原子力防災訓練をさせていただきました。今年は11月4日に原子力防災訓練をさせていただく予定でございます。昨年度の思いで感じたことでございますがやはり地域住民の方に訓練をということを申し上げましても、なかなかぴんとこないという現状でございます。原子力は日常的にはなかなか浸透してないということもございますので、そのようなことを訓練の中で常々感じているところでございます。この場をお借りしまして、あらためて各事業者には安全には安全をという努力をよろしくお願いしたいところです。以上でございます。

(3) 高島市清水危機管理監挨拶

皆さんこんにちは。高島市危機管理監の清水でございます。この協議会では、副会長ということで仰せつかっております。私ども高島市におきましても昨年年末でございますが、大飯の原子力発電所が稼働するということで、住民説明会を開催させていただきました。その中で、住民の皆様が不安と思っていることは、複合災害が起こった時に、原発の放射性物質が漏れるということも想定されるのですが、それ以上にも、土砂災害等があって避難ができなくなるということを非常に不安に思っておられる住民の皆様がいらっしゃいました。そういう不安を払しょくするためにも、こうした協議会の中で、しっかり意見交換なりをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

2 議事

- (1) 東海第2発電所の安全協定について 資料1-1から1-4までに沿って説明(日本原子力発電株式会社)
- (2) 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置について 資料2に沿って説明(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)
- (3) 大飯発電所および高浜発電所に対する火山影響評価について 資料3に沿って説明 (原子力規制庁)
- (4) 大飯発電所および高浜発電所の安全対策について 資料4に沿って説明(関西電力株式会社)

■東海第2発電所の安全協定について意見交換

〇原子力防災専門会議委員

協定のことでちょっとお伺いしたいのですが、水戸市が入ったということは、水戸市側からの要望等いろいろなかたちがあると思いますが、どういうかたちで水戸市が入ったのでしょうか。

〇日本原子力発電

はい、お答えいたします。水戸市は、平成24年に発足いたしました原子力所在地域首長懇談会というところには東海村とその隣接4市に加えて水戸市も入れたかたちで構成されていまして、その所在地懇談会からの要求の中に水戸市についても同等の権限を、という御要望がありました。それにお答えするかたちで地域的には隣々接にあたりますが、隣々接ということではなくて、先ほど申し上げたとおり東海第二発電所安全対策首長会議の座長であること等を加味して、現行安全協定の方に加えさせていただくことにいたしました。

〇松野防災危機管理監

今回こういう協定を締結されたということですが、なかなか現実には立地自治体と万が一災害の恐れがおよぶ自治体との間で、協定の中身に差があるということがあるのですが、先ほど敦賀の状況も御説明いただきましたが、東海第二原発の事前了解を含むような協定について、敦賀原発についてどのようにお考えされているかお聞かせ願いますでしょうか。

〇日本原子力発電

お答えいたします。安全協定というのは敦賀発電所の安全協定についても東海第 二発電所についてもそうですけども、原子力発電所の建設運転に際しまして住民の 皆様に安心していただく方策として、地域の状況に応じて締結をし、改定をしてき たという歴史的な経緯がございます。従いまして、それぞれの地域で培われて参っ たものを踏まえますと、敦賀発電所におきましては、現行安全協定の枠の中で真摯 に対応させていただきたいというふうに考えてございます。

〇松野防災危機管理監

ちなみにですね、同じ原子力発電所事業者さんとして関西電力さんも今日お見えなんですけども、今回のこういった協定の締結ということについて、関電さんのほうでも何かお考え等ありましたらお聞かせ願いたいと思うんですけど。

〇関西電力

基本的には先ほど村部さまから御説明のあったとおり、これまでの歴史的な経緯なり地域事情がございますので、私ども現行の枠の中で真摯に対応というのが基本になっております。関西電力と滋賀県様の間では、既に美浜発電所と大飯発電所で隣接の協定、また高島市様とも同様の隣接協定を結ばさせていただいております。また、美浜発電所においては、隣々接の長浜市様、高浜発電所につきましては滋賀県様、高島市様と隣々接協定を結ばさせていただいております。特に隣接協定の中では先ほど東海の新たな枠組みの御説明がありましたけれども既に我々現地確認ですとか新増設等の際の事前に御説明をするということは、協定の中でしっかり明記させていただいているところでございまして、協議会という場もこのまさに協議会

があって、この場で様々な原子力発電所の状況について説明させていただくという ことがございますので、実質的には茨城県で行われていることと私どもが滋賀県様 のなかで実施させていただいている行為とは、ほとんど差がないものというふうに 認識しております。

〇松野防災危機管理監

先日、東海村の協定の締結を受けまして、知事のほうから本県としても万が一の原子力災害の場合は、影響が県境を越えて拡大するということを前提として、原子力安全協定の在り方を追求していくといった発言があったところでございます。原子力発電さんをはじめまして、関西電力さん、原子力研究開発機構さんにおかれましても、そういった本県の考え方についてもご理解いただきまして、今後も引き続き本県、またこの考え方は長浜市さん高島市さんとも同じでございますが、そういった協議に引き続き御対応をいただくようお願いしておきたいと思います。

■高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置について意見交換

〇原子力防災専門会議委員

1点だけ確認させていただきたいです。この最初の5.5年でもんじゅの燃料をプールの中に運びこむという計画はしっかりされていますけど、この計画と実際の実施された時の内容ですけど、特に燃料を釣り上げて2段階で水プールの方に移されるのでしょうけどもまずはこの計画通りやらんといかんというのも確かでしょうけども安全の方をより重要視されてやっていただきたいと思います。特に、燃料の釣り上げとかで燃料が破損しないように慎重な上にも慎重にやっていただきたいと思いますし、もうこれは大丈夫でしょうけれども使用済み燃料の発熱、それから臨界性、それも注意しながら慎重にやっていただきたいという要望でございます。よろしくお願いいたします。

〇日本原子力研究開発機構

はい、ありがとうございます。今、ご指摘いただいた点、我々も肝に銘じてやってまいります。まず、慎重に慎重を重ねてというのはおっしゃるとおりでございまして、まず我々としましては、当初燃料の処理につきましては1日に2回洗うという設計でございますが、当初の間は1日に1回、確実に一歩一歩確認をしながら進めてまいります。リスク管理という観点では、それぞれの作業のプロセスにおいて考えうるリスクを抽出しまして、それに対して例えば手順書に追加するところがないかと、そういうところを抽出しまして追記をしたものでもって運転操作員の訓練をする等しっかりやっているところでございますので、しっかりと取り組んで参りたいと思います。ありがとうございます。

〇原子力防災専門会議委員

組織のところでひとつ教えていただきたいのですが、この廃止措置の段階におきましてトラブルが発生した場合に、この新しい組織の中でどの部署が担当するのか教えていただければと思います。

〇日本原子力研究開発機構

すみません、トラブルが発生したときということでございますか。まず、トラブルが発生したときこれは現場が中心に対応します。ここでいきますと安全品質保証部の施設保安課というところがそういう危機管理の事前の準備等を行うところでございまして、実際にトラブルが発生しますと所長を議長とします対応体制を組みまして、そこで所長の指示のもとに関係する例えば滋賀県さんとかへの通報、そして規制庁さん、現地の検査官等への御説明御連絡を差し上げます。そして本部組織につきましては、それらを支援するというかたちで敦賀の方で、もんじゅの方が対応を間違わないようにみているあるいは足りないところに手を差し伸べるという体制で取り組んでいます。

〇原子力防災専門会議委員

同じく、組織について質問したいのですが、先ほど外部人材を登用するというお話で今年度燃料取り出しにかかる作業体制の4ページのところのチームの話がありましたが、このチームの中で外部人材の方が混ざってやられる体制なのでしょうか。

〇日本原子力研究開発機構

外部人材という観点では、この燃料取り出しの体制の中で、設備チームの方には 設備を設計製作していただいたメーカーさんに3名のうち2名ほどはメーカーさん からの派遣を考えております。あと1名は機構の中の当該設備の保守・保全を担当 しているメンバーが加わることを考えております。

〇原子力防災専門会議委員

ということは、操作チームは昨年の9月から体制を整えているというお話だった のですが、7月から燃料体への処理の作業がはじまるということなので、外部の人 たちはまだこれから合流されるということなのでしょうか。

〇日本原子力研究開発機構

操作チームにつきましては、この5年半を一期として担当するということで、機構の職員で操作チームは構成してございます。外部人材という意味では、もう一つは他のところでいきますと、例えば燃料取扱い設備以外のいろんな設備の例えば保全の部分とかあるいは品質保証の部分とか、我々もんじゅは保守管理不備ということで指摘を受けていろいろ弱点がございます、そういうところをしっかりとこれまで以上にパワーアップさせていくということで外部の人材にきていただき御指導い

ただいているところです。

〇原子力防災専門会議委員

1ページのところで、燃料取り出し体制に関わるのは燃料環境課というところと されています。先ほどトラブルがあったときの連絡体制の説明をしていただきまし たが、1ページの廃止措置部の中に計画管理課からはじまって課がいっぱいあって、 これらの課同士の連絡網がどうなっているのか、トラブル時に、縦割りではなく、 電気・施設・機械全部からんでくる横の連携が必要ですが、トラブルが起きたとき に所長から住民の方や関係する省庁に連絡するという体制がどのようになっている のかが、この資料からはわかりません。廃止措置以前からたびたび不具合の報告が ありましたので、今後のトラブル対応の体制の詳細が見えないのが懸念されるとこ ろです。トラブル時の連絡体制を詳細に決めて、たまには情報の伝達訓練もしてい くべきではないかと考えます。すでに考えておられるのかもしれませんが。あと外 部の人材に関してですが、やはり組織が違う人たちが混ざるということでそれぞれ 所属が違うこともありますし、交流していただきたいということ、廃止措置はこれ から30年に渡るものですので、技術移転を伴い人材育成を進めますとおっしゃって おりますが、その間の機構の内部での引き継ぎの体制や、わかりやすい連絡網、で きたら組織内のいろいろな課のつながりや連携体制を示していただけますと、以前 引き継ぎが不十分だったことによる点検放置という不祥事もありましたことから、 説明受ける側のこちらとしてももう少し安心できるかなと思います。廃止措置がス タートしたばかりですので、これらの点を吟味して安全対策を整えてやっていただ きたいと思います。

〇日本原子力研究開発機構

はい、ありがとうございます。今言われた縦割りの組織にならないようにしっかりと部長、所長がガバナンスをきかせてやっていくように努めておりますし、今後も努めて参ります。また、トラブルが発生したときは、この課ということではなく、組織全体が一つの危機管理体制、異常時対応体制になりますので、そこで機械がどうだとか燃料がどうだっていうことではなく、所長のもとに全ての課員がそれぞれの対応班に入りまして対応して参りますので、本当に万が一のトラブルが発生してしまった場合には、そういう緊急時体制でしっかり取り組んで参ることにしております。

〇原子力防災専門会議委員

非常に基本的なこと 2 点、参考資料の 7 なのですけども、今回燃料を取り出されるというのは、現地の対応になるわけですが、この図見てだいたいわかるのですけども原子炉から取り出して、普通の原子炉と違うのはナトリウムを使ってるのでそれを洗わないといけないということなのですが、水をかけると空気中でも反応するナトリウムをどうやって洗うのかということが 1 点。それからこの中で先ほど御説

明がなかったのはこの燃料缶詰装置というところに一回封じていくのですけどなんとなく洗って水につけて保存するのかと思うとその間のところに燃料缶詰装置というのがありましてこれは何をするものかということについて、教えていただきたいのですが、あと燃料池の中は水だと思っといていいのですか、この3点すいませんお願いします。

〇日本原子力研究開発機構

すいません、先ほどもう少し丁寧に御説明すればよかったと思います。申し訳ございません。まず、1点目のナトリウムの洗浄の方法でございますが、これは不活性ガスのアルゴンガスを用います。そして、アルゴンガスの中に蒸気を少し混ぜまして、その蒸気の量を少しずつ増やしていく、そして緩やかにナトリウムと混ざった蒸気、湿気で反応させる。NaOHにしまして、それを緩やかにしていきます。そして、それが終わったら、最後は水につけるというかたちで洗浄を行います。そして、ですね、缶詰缶と申しますのはもんじゅの設計当初の時にはナトリウムを洗浄した燃料集合体をそのまま燃料池の中に裸で置くよりも缶詰の中に一回封じ込めてやったほうがもう一つバリアができるからということでそういう設計をとりました。ただし、いままで常陽等で洗浄した燃料体を池の真水のプールの中に長期間保管して、材質の劣化具合とかも確認しますと、そこは特段当初設計の時に気にしていたような事象は発生していないということを確認できましたので、今回我々もんじゅの廃止措置計画を立てるときには常陽の事例を活用しまして、缶詰缶を用いないで入れるということを計画してございます。あと、燃料池の中は当然のごとく水でございます。

〇原子力防災専門会議委員

おそらく、洗浄のプロセスというのが今までの経験があるかとは思いますが、ゆっくり反応させるのですが、ナトリウムを反応させてしまうということが一番怖そうに思いますので、そこら辺当然今までもアルゴンガスをいれて、不活性化させてそれほど反応が急速に起こらないようなかたちで洗浄する経験は当然おありなのでしょうか。

〇日本原子力研究開発機構

はい、あります。実際もんじゅの建設をした時に、最初、模擬体というものを入れて炉心を組みまして、それを実際の本チャンの燃料と差し替えて炉心を作りました。その時の模擬体というのは、同じようにナトリウムを使ったもので約 200 体ございますがこの 200 体を洗浄したという実績がございます。あとは常陽も同じような洗浄方式をとっておりまして、約 700 体ほど洗浄して安全に作業ができているという実績はもってございます。

〇原子力防災専門会議委員

ありがとうございます。なんかそこらへんの安全だというか実績があることを継 続的に御説明いただきたいというふうに思います。

〇松野防災危機管理監

もんじゅの廃止措置ということでございますが、今ほど原子力専門会議の委員の皆様からもいろいろ御意見あったかと思いますが、例えばナトリウムの抜き取りといった非常に困難な作業があったり、あるいは30年という長年に渡る作業ということでございます。そういった意味で県民の不安も大きいものになっていると考えているところでして、先日、知事の方にこの件について御報告いただいた折にも、知事の方から発言があったと思いますが、先ほども内容でふれていただきましたが、長年に渡る作業ですので、人材の育成とかそういったことも含めまして万全の安全体制を講じていただき、万が一の事故を起こさないようしっかり取り組んでいただきたいということでお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■大飯発電所および高浜発電所に対する火山影響評価について意見交換

〇原子力防災専門会議委員

私は全く専門外なのですけども、こういった火山によってどれだけの火山灰が積 もるか等の研究調査をしている学会等はあるのでしょうか。もしあれば、そういう 学会の御意見なんかは規制庁さんとしては参考にはされているのでしょうか。

〇原子力規制庁

おそらく学会はあると思うのですが、すいません私自身どういう学会があるか存じ上げてないのですが、実は規制強化のための、検討チームを作った時には外部の専門家をチームの中に入れておりまして、電力中央研究所や産業技術総合研究所、ここには非常に詳しい人たちがいるので、そういった方々や国立保健医療科学院等の専門家を入れて、あとは規制庁の中にも先ほど申し上げました研究している者もいますので、そういった者で構成して検討しております。また、検討の中では、過去のいろんな文献等の研究成果を集めて分析してございます。今回のところもこの資料の10ページにありますように「山元」や、その左側にある「火山灰アトラス」といったいろんな文献をしっかり見て確認してございます。

〇松野防災危機管理監

先ほど、現在対応中ということで、今後、公開で議論されるということで仮に最大で 26 c m という評価に決定した場合には、新規制基準の審査はやり直しといいますか見直しされるということになるのでしょうか。

〇原子力規制庁

積もり方というのは地形とかいろんな要因によって変わるので、越畑地点が26cmだからといって一概に大飯が26cmというわけではありません。そういった意味では、ここがもし26cmで確定したら、それを踏まえて大飯なり高浜でどれだけ積もるのだろうというのを評価して考えなくてはいけない。その結果として、従来の審査を上回っていれば、そこの部分については事業者と意見をかわしながら今の審査結果っていうものを見直してもらわなくてはいけない。規制庁は26cmの恐れがあると申し上げたのですが、いろんな結果として実は26cmは再堆積の可能性もありますので、そういったものを踏まえて検討しなくてはいけない。また、火山の状況について委員会に諮った資料の中にも説明があるのですが、時期として大山はたくさん灰を降らせる時期とそんなに降らせない時期とがあります。そういったことも踏まえてどういうかたちが一番適切か検討した上で、厳しくしなくてはいけないというのであれば、当然審査内容を見直さなくてはいけないので、どう対応するかっていうのを検討しなくてはいけないというふうに考えていかなければならないということでございます。

〇松野防災危機管理監

ありがとうございました。今後そういう基準等も含めて公開の場で議論されていかれるということと理解しております。規制庁さんにおかれては、先ほどもお話がありましたバックフィットという画期的な制度を採用されておりますので、またそういう制度を活用するなりして、慎重かつ厳格な審査をお願いしたいと思っております。

■大飯発電所および高浜発電所の安全対策について意見交換

〇原子力防災専門会議委員

照合のデータで、元データも残っているのは確か3年くらいしかなかったと思うのですが、全て照合は大丈夫だったのでしょうか。

〇関西電力

神戸製鋼所さんの場合は工場によって違いまして、3年ないし5年の保有期限でございます。三菱マテリアルさん三菱電線さんのほうは電磁弁メーカーのデータ保存が10年、三菱電線さんの保有期限は15年だったと思います。工場によっているいろ状況は違いますけど、確認できたものは全て不正がなかったということです。あと三菱電線さんで不正があった製品の種類が使われておりました同種の材料を使ったゴムが使われていましたので、それについて照合はもう保有期限の関係で追っかけができなかったものについては念のため取り替える。神戸製鋼所さんの場合は3年ないし5年ですので全てが確認できたわけではないですけれども、鉄鋼製品等については検査プロセスを確認しておりまして、そこで不正の余地がないというこ

とで問題がない。不正が組織的に行われていた銅製品ないしアルミ製品については 実際に我々が使っている当該製品と工場の元データの照合が全てできてそれで問題 がなかったということでございます。

〇原子力防災専門会議委員

ありがとうございます。実は我々のところで他にいろいろ悪いことしたところがあって例えば宇部興産のポリエチレンの不正これは低密度ポリエチレンだったと思いますが。これに関する調査っていうのが規制庁さんから依頼がありまして、それから東レの東レハイブリットコードというところが不正をしまして、それについてはうちが使っている配管がございましてそれについての調査っていうのが求められたということがございます。日本ガイシについては私ちょっと存じ上げなかったのですが、他にもこういういろいろなメーカーがあるのですがそちらの調査も何かされているのでしょうか。

〇関西電力

基本的にそういった不正情報があれば、私ども使われているか使われていないかというところから調査が入ってこのように使われているものがあれば、本当に安全に影響がないかといったような確認をするということでございます。

〇原子力防災専門会議委員

東レとかどうなんですか。

〇関西電力

東レにつきましては、不正があったという情報は得ておりますけれども、安全上 重要なところで使われているということがなかったので、それ以上の調査はしてい ないということでございます。

〇原子力防災専門会議委員

前回もお願いしたと思いますけど、一般的なことなのですけど PWR は御存じのとおり配管が非常に多いということでぜひ運転中の毎日毎日のチェック体制、特に配管の振動とか、その他の音響のチェック体制を常にやっていただくようお願いいたします。それによって今回の不正行為による影響はないということなのでしょうけど、それも含めてやっぱり健全性というものが確かめられるのでぜひお願いいたします。

〇関西電力

承知いたしました。私ども運転員が365日24時間プラントの状況を確認しておりまして。特に配管の振動ですとか異音は毎日パトロールで確認している次第でございます。

〇松野防災危機管理監

確認なんですが、膨大な作業をしていただいて不適切行為があった製品については安全性を確認し、確認できないものについては念のため取り替えるということで 7ページの一番下の今後の対応で高浜3、4号機については満足していることが確認できなかったものの念のため取り替えを定期検査でやるということですが、先ほどのスケジュールの話で4号機は定期検査中まさに今そういう作業をされています。一方、3号機は夏までちょっと時間があるようなのですがそれは十分に安全性が確保できているという御認識でよろしいのでしょうか。

〇関西電力

資料6ページ目を見ていただきたいのですけれども、基本的に私どもが使っています電磁弁で確認した中で不正があったというデータは一つもございませんでした。不正がなかったから保有期限が過ぎて確認できなかったものも大丈夫だろうということではなくて、6ページ目の下を見ていただきたいのですけれども、私ども電磁弁を発電所で受け入れる際に、電磁弁単体として耐圧や漏えい試験をして漏れがないということも確認をしておりますし、電磁弁を組み込んだ空気制御弁とトータルで据付け後の漏えい確認ということもしております。また維持段階でも、電磁弁の定期的なメンテナンスをしたりですとか耐圧試験を行ったりということで、調達・据付・維持段階の各段階で電磁弁のもれがない健全性をみておりますのでまず問題ない。ただ、最終的に不正がなかったとの100パーセントの確認ができなかったので、確認ができなかったものについては今回の点検で取り替えるということにした次第でございます。

〇松野防災危機管理監

今回の議題とは直接関係ないのですが、関西電力さんにお願いといいますか、関西電力さんのホームページのよくある御質問というところの安全性についての回答で、「原子力災害が発生した場合、移転しないといけないのですか」というところについて、福島の事故等から放射線の量を予測されているというところで、その結果からいうと「一時移転は不要と考えられる」と記載があります。私ども防災を預かるものとして万が一の災害が発生した場合に備えて、御承知のとおり30km圏内の自治体、長浜市様、高島市様もそうですが避難計画の策定が義務付けられています。そういったことを考えますと、この記載については住民の方々の誤解を招く恐れもあるのではないか、というところを危惧しているところでして、最近、例えば水害なんかでも従来の想定を上回るような、今まで想定しえない水害についても考えていくという考え方も国の方から出ている中で、それはしっかり備えていく必要があると我々認識しておりますので、またちょっとそのあたりは御検討をお願いしたいと思っております。

〇関西電力

万々が一の事故に備えて避難計画があるということは、おっしゃるとおりだと思っております。私どもがそこで記載させていただいておりますのは、二度と福島のような事故を起こさないというのが我々の肝にございます。そして万が一福島のような事故が起きた際にも、住民の方に福島のように長期に渡って避難が継続するといったことがないように今回の新規制基準では、福島で 10,000 TB q が放出されたものが基準として 100 TB q になると、今回の高浜や大飯の審査ではこの 100 TB q に対して 10 TB q 以下の値になっているということで基本的には長期の避難というのが必要にないということを書かせていただいているのかと思いますけども、誤解がないように記載を改めるべきところがあったらちょっと考えていきたいというふうに思っております。また引き続きよろしくお願いいたします。

〇原子力防災専門会議委員

協定書のところで発言すべきだったのですけれども、ここで発言させていただき ます。冒頭の東海第二発電所に関する広域での協定締結が、本当に住民の安心安全 を高めていくために必要だというのは私も同じ思いです。広域協定についての意見 交換のなかで、地元の自治体が全て参加し、かつ関係者もいるこの協議会の場がし っかりと協議できる場ではないかとの御発言がありました。確かに、この会議の場 で、こういう課題に対してはこういうふうに対処されているという説明はうかがっ ていますが、この場があるからといって住民の方たちの不安がこの数年で随分解消 されて、安心が高まったかというとそうではないと思います。先般の新聞記事にも 紹介されていたのですけれども、高島市でも、長浜市でも集落が孤立するというこ とが起きる可能性があります。それから福井からの避難の方たちがルールによらず 個人として行動される可能性があって道路が渋滞するということが起こりえます。 これは住民の方たちの根拠なき不安ではなくて、生活の経験から来る根拠ある不安 だというふうに私は思います。そういうふうに思いますと一つ一つの安全対策のこ とはもちろん大事ですけれども、県を越えて広域協定というしっかりとした枠組み の中でものごとが進んでいくことが最も実効性ある取組みではないかなというふう に考えましたので発言させていただきました。

〇松野防災危機管理監

避難計画につきましては、まさに実行性の確保ということが重要でしてまだまだ住民の方々に十分に理解していただけていないというのもあるかと思います。既に新聞等で御承知かもしれませんが、今年夏ごろには、大飯高浜両発電所を対象とした国の総合防災訓練が実施されるという予定で当然滋賀県としても参画する予定をしております。そういった訓練を通じて、あるいは訓練のあとの検証をしっかりと本日規制庁さんもお見えですけど国の方々と連携してやって、それをまた避難計画に活かしていく取組は非常に重要であり実効性を高めていくことにつながると考えておりますので、またそういった折には専門家の皆様、あるいは市町の皆様の御協

力をよろしくお願いしたいと思います。

〇原子力規制庁

先ほど関電のホームページの話が出たのですが、関電の方から 100 Tのところを 10 T以下という話があったのですが、規制庁、規制委員会として 10 T以下しか出ま せんというふうな判断をしているわけではなく炉心溶融があったとしても、格納容器で守るようになっています。その時に最大出る量として 100 T以下にしなさいという基準になっており、その審査の結果として関電は 1/20 と評価されているのですが、これ以上の事故が起きないというと、まさしく安全神話になってしまうし、規制庁としてそれしか基準がないというわけではなくて、それよりさらに進んで格納容器が壊れたとしても対応できるよう体制をとっているということを、規制基準で求めていますので、そういったところを含めて関電は中身をよく見て、誤解のないようにしていただければと思います。

※P11 から P12 までの関西電力のホームページ記載の件については、協議会後、修正対 応済み。